

森林経営計画認定事業委託費（継続）

【平成２５年度概算決定額 ３，７０２（３，８９７）千円】

事業のポイント

森林経営計画の対象となる森林の所在が２以上の都道府県にわたる場合に、農林水産大臣が認定事務を行う際の現地調査等の事務を都道府県に委託して行います。

（背景）

- ・森林経営計画制度は、平成２３年の森林法改正により創設された制度で、森林施業の集約化を進め面的な森林管理を実施することで、適切な森林整備を推進するものです。
- ・森林経営計画の認定は市町村の長が処理することとされていますが、計画の対象とする森林の所在が２以上の都道府県にわたる場合は、農林水産大臣が処理することとされています。（森林法第１９条第１項第２号）

政策目標

農林水産大臣による認定事務の円滑な実施

- ・認定請求が行われた森林経営計画について現地の状況を踏まえた的確な指導を行うことにより１００％認定

<内容>

森林経営計画の農林水産大臣認定

森林経営計画の農林水産大臣認定に当たっては、認定基準等の適合を審査するために必要な基礎資料を得るための現地調査等が必要不可欠ですが、国が現地調査を直接行うことは非効率であることから、地域の林業情勢や地理等に詳しい都道府県に委託して調査を実施します。

<委託先>

都道府県

<事業実施期間>

昭和４４年度～

[担当課：林野庁計画課]